

社会福祉法人西予市社会福祉協議会 一般事業主行動計画実施状況

職員が仕事と生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 法を上回る取組みとして育児休業取得期間を3歳とし、積極的に制度を利用してもらうことで、出産・育児を理由とした退職者をなくし女性職員の定着率を向上させる。

<実施状況>

計画期間中は育児休業取得期間を3歳としていたが、現在は1歳となった。対象者の取得率は100%の活用で退職者は無く、定着出来ている

目標2 1月1日在籍の正職員、嘱託職員の者については、勤続年数に関わらず年次有休休暇を20日間付与し、1時間単位で取得可能とすることで、子どもの学校行事等の短時間も利用しやすくし、年次有給休暇の取得促進を図る。

<実施状況>

個別の呼びかけをし、取得を促したが微増に留まった

目標3 急な休みにも対応できるよう業務のサポート体制を強化することで、1時間単位で取得できる「子の看護休暇」の申し出しやすい環境づくりを行う。

<実施状況>

申し出しやすい環境はできたが、有給休暇の時間単位の取得で、看護休暇の取得が進まなかった